

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
1	南三陸町	現行P1 改定案P1	<p>(文言の修正)</p> <p>1.1 主旨及び沿革</p> <p>【原案】 さらに、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、令和3年6月に改定を行いました。また、その後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき令和4年5月に宮城県津波浸水想定の設定・公表が行われたことを受けて、このたび改定を行いました。</p> <p>【修正意見】 さらに、令和3年5月に「災害対策基本法（令和3年法律第30号）」が改正され、・・・行われたことから、これを踏まえて改定を行いました。</p> <p>【理由】 記述の適正化</p>	ご意見のとおり修正します。
2	気仙沼市	現行P1,3 改定案P1	<p>(文言の修正)</p> <p>1.1 主旨及び沿革</p> <p>【原案】 さらに、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、令和3年6月に改定を行いました。また、その後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき令和4年5月10日に宮城県津波浸水想定の設定・公表が行われたことを受けて、このたび改定を行いました。</p> <p>【修正意見】 宮城県津波浸水想定の設定・公表を実施したことから、・・・</p> <p>【理由】 実施の課は異なっても、実施者は宮城県ですので、主体となる記述でいかがでしょうか。（「1.2 改定の変遷」も同様の記載あり）</p>	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「宮城県津波浸水想定の設定・公表を行ったことから、・・・」
3	南三陸町	現行P15 改定案P2	<p>(文言の修正)</p> <p>2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等 5) 遠地地震に関する情報</p> <p>【原案】 このため、気象庁では国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、<u>遠地地震に関する情報</u>を公表します。この情報には地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して発表します。</p> <p>【修正意見】 このため、・・・「<u>遠地地震に関する情報</u>」を公表します。・・・</p> <p>【理由】 記述の適正化（前後の整合）</p>	ご意見のとおり修正します。

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
4	仙台管区気象台	新設改定案P3	(添付資料の差し替え) 2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等 【修正意見】 令和4年7月27日 気象庁報道発表の内容を踏まえた発表例文に差し替え 【理由】 さらなる運用改善を行った内容に合わせるため。	ご意見のとおり修正します。
5	南三陸町	新設改定案P3	(添付資料の文言修正) 2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等 【修正意見】 (注)の一部を本文に転記するなど記載を見直してはどうか。 【理由】 分かりやすい記載とするため	気象庁報道発表資料から掲載しているため、そのままの表現とさせていただきます。
6	気仙沼市	現行P21改定案P4	(文言の修正) 3.2 避難対象地域の指定 【原案】 ⑤津波防災地域づくり法第53条第1項に基づき県が指定する津波災害警戒区域の指定がなされた場合は、 <u>区域の整合に留意すること。</u> 【修正意見】 ⑤・・・場合は、 <u>基準水位を用いるなど、区域の整合に留意すること。</u> 【理由】 「区域の整合に留意」では不明確ですので、具体的に内容を示してはいかがでしょうか	ご意見のとおり修正します。
7	南三陸町	現行P21改定案P5	(文言の修正) 3.2 避難対象地域の指定 【原案】 ②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が <u>低い</u> ため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。 ③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。また、海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が <u>低い</u> ため、高さ1mの津波によって浸水が想定される地域も対象とする。 【修正意見】 ②津波警報：・・・海岸堤防等が <u>〇m以下</u> のため、高さ3mの・・・ ③津波注意報：海岸堤防等が <u>〇m以下</u> のため、高さ1mの・・・ 【理由】 「海岸堤防等が低いため」が何に対して低いのが不明確	避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）の記載に準じているため、原案のとおりとさせていただきます。

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
8	仙台管区気象台	現行P21 改定案P4~5	<p>(文言の修正)</p> <p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p>【原案】</p> <p>①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。</p> <p>②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。</p> <p>③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に海岸堤防等より海側の地域を対象とする。また、海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ1mの津波によって浸水が想定される地域も対象とする。</p> <p>【修正意見】</p> <p>①大津波警報：最大クラスの津波により・・・を対象とする。 (ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。)</p> <p>②津波警報：海岸堤防等が無い又は・・・考慮する。 (ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。)</p> <p>③津波注意報：漁業従事者・・・地域も対象とする。 (ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。)</p> <p>【理由】</p> <p>「避難情報に関するガイドライン」(P96)に記載されている「地震動による海岸堤防等の被災」を省略していることで、堤防等の被災について考慮されなくなる恐れがあるため、明示した方がよいと考える。</p> <p>また、「避難情報に関するガイドライン」(P96~97)に記載されている「ただし書き」は、気象庁が発表する「予想される津波の高さ」の予測精度を考慮したものであるため、省略せずに明示した方がよいと考える。</p>	ご意見のとおり修正します。
9	南三陸町	新設 改定案P5	<p>(記号の修正)</p> <p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p>【原案】</p> <p>〔海岸防潮堤の整備位置、計画堤防高〕 〔津波浸水シミュレーション〕</p> <p>【修正意見】</p> <p>【海岸防潮堤の整備位置、計画堤防高】 【津波浸水シミュレーション】</p> <p>【理由】</p> <p>記述の適正化 (【】の使い方)</p>	ご意見のとおり修正します。

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
10	県河川課	現行P21 改定案P5	<p>(文言の修正)</p> <p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p>【原案】 しかし、今次津波等、過去の津波被害の記録や津波浸水シミュレーションの結果から設定される津波浸水想定区域は、推定や予測の上での限界があるため、<u>浸水想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け津波浸水想定区域より広く指定する必要があります。</u></p> <p>【修正意見】 しかし、・・・<u>バッファゾーンを設ける必要も検討していくことを考えます。</u></p> <p>【理由】 「津波浸水想定区域より広く指定する必要があります」強制しているように思えたため。</p>	<p>現行のガイドラインP21では、「浸水想定の不確実性を考慮したバッファゾーンを設け指定することが望ましい。」と記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
11	南三陸町	現行P21 改定案P5	<p>(内容の確認)</p> <p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p>【確認箇所】 しかし、今次津波等、過去の津波被害の記録や津波浸水シミュレーションの結果から設定される津波浸水想定区域は、推定や予測の上での限界があるため、<u>浸水想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け津波浸水想定区域より広く指定する必要があります。</u></p> <p>【確認内容】 この「不確実性等を考慮したバッファゾーン」は、例えばどのような事を考慮する必要があるのか、しなければならぬのかご教示願えればありがたいです。バッファゾーンを設けるにあたり、県等から、ある一定の条件・基準等が示されるものではなく、各自治体計画で設定するものという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>バッファゾーンの具体的設定等については、国等においても明確な基準が示されておらず、地域の実情に応じて検討していただくこととなりますが、県としても、今後も引き続き検討していくべき課題と認識しています。</p> <p>なお、「津波・高潮ハザードマップマニュアル（平成16年3月 内閣府ほか）」では、バッファゾーンについて、「<u>確実な避難のため、災害特性、地形、居住状況などを考慮して、浸水予測区域の外側に一定のバッファゾーンを設け、浸水予測区域とバッファゾーンをあわせて要避難区域とする。</u>」と記載されています。</p>

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
12	仙台管区気象台	現行P21 改定案P5	<p>(文言の修正)</p> <p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p>【原案】 しかし、今次津波等、過去の津波被害の記録や津波浸水シミュレーションの結果から設定される津波浸水想定区域は、推定や予測の上での限界があるため、浸水想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け津波浸水想定区域より広く指定する必要があります。</p> <p>【修正意見】 しかし、・・・上での限界があります。また、予想される津波の高さについても予測精度の限界があります。そのため、それらの不確実性等を・・・必要があります。なお、津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるために作成されたものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。津波の発生条件が想定と異なる場合には津波浸水想定の到達時間よりも早く津波が来襲する可能性があることを踏まえ、住民が迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難できるように、普及啓発を行う必要があります。</p> <p>【理由】 避難対象地域の指定にあたっては、津波浸水想定の留意事項や津波警報に精度上の限界があることを認識しておく必要があります、住民に対しては、それらを確定的なものと誤解せずに、自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始し、率先して避難行動を取ることが可能になるよう、普及啓発を継続して行うことが重要と考える。なお、不確実性については、予測精度以外にも、地震の揺れによる海岸堤防等の地盤沈下や破損も考えられる。</p>	ご意見のとおり修正します。
13	南三陸町	現行P21	<p>(内容の確認)</p> <p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p>【確認箇所】 こうしたことから、避難対象地域を指定するにあたっては自主防災組織や町内会等の単位、一連の立地・利用企業により一体的な活動をしている地域等、あるいは地形的に一体的な区域に基づき指定するものとします。</p> <p>【確認事項】 本ガイドラインのほとんどが、「・・・必要があります」「・・・重要です」というような「詳細は各自自治体の裁量で」と理解できる表現ですが、上記部分だけ「指定するものとします」であり、「記載内容の考え方で指定しなければならない」という理解でよろしいでしょうか。</p>	地形的に一体的な区域に基づき指定することが望ましいものと考え、このような表現としております。 ※ガイドラインの修正は行いません。

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
14	気仙沼市	現行P28	<p>(内容の確認)</p> <p>3.3 避難困難地域の抽出 2) 限界距離について</p> <p>【確認箇所】</p> <p>○徒歩で避難できる限界の距離は、従来の考え方と同等の500m程度を目安とします。</p> <p>【確認内容】</p> <p>P35の「避難可能距離/1.5」とすると、避難可能地域の半円は333mと、かなり制限されます。そこで、500mの根拠となるデータがあれば下段にお示しいただければ幸いです。(なぜ500mとするのか、体力的な理由か時間が理由か)</p>	<p>津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(平成25年3月・消防庁)において、以下のとおり記載されています。</p> <p>「避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする(より長い距離を目安とすることも考えられるが、災害時要援護者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある)。」</p> <p>※ガイドラインの修正は行いません。</p>
15	岩沼市	現行P36 改定案P6	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.1 指定緊急避難場所等の指定・設定</p> <p>【原案】</p> <p>安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力がある限り、より「安全な場所」を目指す避難行動を推進します。そのため、指定緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努めることとします。</p> <p>【修正意見】</p> <p>・・・そのため、指定緊急避難場所等の危険度・安全度を明確にし・・・</p> <p>【理由】</p> <p>指定緊急避難場所だけとは限らないため(項目タイトルと相違)</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
16	岩沼市	現行P37 改定案P6	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.1 指定緊急避難場所等の指定・設定</p> <p>【原案】</p> <p>さらに、指定緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、指定緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する必要があります。</p> <p>【修正意見】</p> <p>・・・避難路等の交通容量を踏まえて、津波到達までに・・・</p> <p>【理由】</p> <p>「容量」では意味が通じないため、「交通容量」が適切ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
17	県河川課	現行P38 改定案P7	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.2 津波避難ビルの指定</p> <p>【原案】 階数については、基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位）に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物とします。</p> <p>【修正意見】 ・・・基準水位（津波浸水シミュレーションで予測される最大浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水深）に・・・</p> <p>【理由】 記述の適正化</p>	ご意見のとおり修正します。
18	南三陸町	現行P38 改定案P7	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.2 津波避難ビルの指定</p> <p>【原案】 また、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後、極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましく、アクセス路の整備も併せて検討することも考えられます。</p> <p>【修正意見】 ・・・アクセス路の整備も併せて検討する必要があります。</p> <p>【理由】 記述の適正化</p>	ご意見のとおり修正します。
19	南三陸町	現行P39 改定案P7	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.3 避難路、避難経路の指定・設定</p> <p>【原案】 市町は、避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要な道路で、避難路が備える必要のある安全性や機能が確保されている道路を避難路として指定するよう努め、自主防災組織や町内会などの住民や企業・団体等は、最終的に安全性の高い避難経路を設定しますが、検討段階では各市町が想定し設定することとなります。</p> <p>また、<u>避難は原則徒歩としますが、自動車での避難が必要な避難行動要支援者等に配慮し、「3.4.4 避難の方法」も参考に、地域の実情に応じた自動車での避難も想定しておく必要があります。</u></p> <p>【修正意見】 市町は、・・・検討段階では各市町が想定し設定する必要があります。</p> <p>また、「<u>徒歩による避難が可能な方は自動車で避難しない。</u>」（原則徒歩避難）としますが・・・自動車での避難も想定し設定する必要があります。</p> <p>【理由】 記述の適正化（3.4.4との整合）</p>	ご意見のとおり修正します。 なお、2段落目、「避難は原則徒歩としますが・・・」の部分部分は考え方を示した部分ですので、原案のとおり記載とします。

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
20	仙台市	現行P42 改定案P8	<p>(文言の修正) 3.4.4 避難の方法</p> <p>【原案】 「徒歩による避難が可能な方は自動車で避難しない。(原則徒歩避難)」を徹底する。</p> <p>【修正意見】 「徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。」を徹底する。<u>(現行のままの記載とする)</u></p> <p>【理由】 現行ガイドラインの記載のほうが、原則論をストレートに示していると考え。従来、原則徒歩の考え方により避難施設等を計画し確保しており、今後の指定緊急避難場所や津波避難ビルの確保等においても、その原則は変わらないと考える。なお、津波浸水想定公表により避難対象地域が拡大し、避難距離が長距離化したことへの対応は、次項の「自動車で避難せざるを得ない避難者」として地域の実情を踏まえ対策するよう考えることができる。</p>	宮城県津波浸水想定の結果により、浸水するおそれがある区域が拡大しており、避難にあたっては、自動車を用いた避難の検討も必要となっていることから、このような表現としております。
21	南三陸町	現行P42 改定案P8	<p>(文言の修正) 3.4.4 避難の方法</p> <p>【原案】 「徒歩による避難が可能な方は自動車で避難しない。(原則徒歩避難)」を徹底する。 ただし、自動車で避難せざるを得ない避難者(避難行動要支援者等、自動車運転中の者など)がいることも想定し、沿岸市町はあらかじめ、地域の実情に応じた対策を検討し講じること。</p> <p>【修正意見】 「徒歩による避難を原則とする。徒歩による避難が可能な方は自動車で避難しない。」を徹底する。</p> <p>ただし、自動車で避難せざるを得ない避難者(避難行動要支援者等、自動車運転中の方など)がいることも想定し、・・・</p> <p>【理由】 まずは「原則徒歩避難」が第一義であることを強調するため。 記述の適正化のため</p>	上記のとおり

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
22	多賀城市	現行P42 改定案P8	<p>(文言の修正) 3.4.4 避難の方法</p> <p>【原案】 「徒歩による避難が可能な方は自動車で避難しない。(原則徒歩避難)」を徹底する。</p> <p>【修正意見】 「徒歩による避難を原則とする。」を徹底する。</p> <p>【理由】 現案は、徒歩による避難の原則を限定的かつ緩和する表現になっており、自動車での避難を拡大解釈させ、助長する可能性があるため。</p>	上記のとおり
23	岩沼市	現行P42 改定案P8	<p>(文言の修正) 3.4.4 避難の方法</p> <p>【原案】 ■ただし、自動車で避難せざるを得ない避難者(避難行動要支援者等、自動車運転中の者など)がいることも想定し、沿岸市町はあらかじめ、地域の実情に応じた対策を検討し講じること。</p> <p>【修正案】 ・・・地域の実情に応じた対策を検討し講じるよう努めること。</p> <p>【理由】 「対策を検討し講じること」では表現として重い。中長期的な対策が求められることや、対策の主体が沿岸市町だけとは限らないと思われる。</p>	上記のとおり
24	多賀城市	現行P42 改定案P9	<p>(文言の修正) 3.4.4 避難の方法</p> <p>【修正意見】 「○自動車を利用した避難について」の記載箇所を「1)今次津波での自動車の利用について」の前に修正し、原案の記載箇所に「4)自動車で避難せざるを得ない避難者(避難行動要支援者等、自動車運転中の者など)について」を記載</p> <p>【理由】 自動車を利用した避難について、一連の流れで記述し、避難方法の検討の理解を容易にするため。</p>	ご意見を踏まえ、記載の流れを見直します。

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
25	岩沼市	現行P42 改定案P9	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.4 避難の方法 ○自動車を利用した避難について</p> <p>【原案】 上記のとおり、本書では、避難の方法は原則徒歩としていますが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討する必要があります。</p> <p>【修正意見】 ・・・渋滞や交通事故等のおそれ、徒歩による・・・</p> <p>【理由】 記述の適正化（“や”の重複を削除）</p>	ご意見のとおり修正します。
26	南三陸町	現行P42等 改定案P8~9	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.4 避難の方法 ○自動車を利用した避難について</p> <p>【原案】 上記のとおり、・・・低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討する必要があります。</p> <p>・平常時からの自動車の交通量や、自動車での避難者数が多く見込まれる道路においては、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員とし、徒歩による避難者の安全性を確保するため、<u>歩車分離などを検討する必要があること。</u></p> <p>・交差点については、<u>円滑な交通処理を可能とするよう検討する必要があること。</u></p> <p>【修正意見】 ・・・低い場合などには、下記の点に留意し、地域の実情に・・・</p> <p>・平常時の自動車の交通量や・・・<u>歩車分離すること。</u></p> <p>・交差点については、・・・<u>可能とすること。</u></p> <p>【理由】 記述の適正化</p>	ご意見のとおり修正します。
27	南三陸町	現行P44 改定案P9	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.4 避難の方法</p> <p>【原案】 1) 今次津波での自動車の利用状況について</p> <p>【修正意見】 1) 今次津波での自動車避難による改善について</p> <p>【理由】 記述の適正化のため（タイトルと内容がマッチングしていないような認識） 内容的にも「自動車の利用が・・・非常に高い割合を占め、自動車が避難に活用されていました。」という表現及び次段落の「一方で・・・」が「自動車避難の割合が高くてよかったけど、改善点もある。」という自動車利用を推奨しているかのように受けとられる可能性あり</p>	ご意見をふまえ以下のとおり修正します。 「今次津波での自動車避難の実態について」

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
28	南三陸町	現行P45 改定案P9	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.4 避難の方法 2) 今次津波での自動車の利用理由について</p> <p>【原案】 今次津波での避難の移動手段として車を使用した理由として、「車でないと間に合わないと思った」が28%、「家族で避難しようと思った」が25%、「安全な場所までが遠かった」が20% (平野部22%・リアス部17%)、「家族に避難困難者がいた」が17%となっており、やむを得ず自動車を使わざるを得なかった状況が見受けられます。</p> <p>【修正意見】 今次津波での避難の移動手段として<u>自動車</u>を使用した理由として・・・</p> <p>【理由】 記述の適正化 (車→自動車)</p>	ご意見のとおり修正します。
29	南三陸町	現行P49 改定案P10	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.4 避難の方法</p> <p>【原案】 これらの課題を踏まえ、本書では、避難の方法は原則徒歩としていますが、自動車で避難せざるを得ない避難者(避難行動要支援者等、自動車運転中の者、長距離移動が必要な者等)がいることも想定し、自動車避難に伴う危険性の周知や、津波避難道路であることを周知する標識の整備、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮するなどといったことを、平時から周知しておくことが大切です。 また、・・・ボトルネックとなる<u>個所</u>において十分な容量が確保できるよう、地域の実情に応じた対策を検討し講じるよう努める必要があります。</p> <p>【修正意見】 ・・・(避難行動要支援者等、自動車運転中の<u>方</u>、<u>指定緊急避難場所まで長距離移動が必要な方等</u>)・・・周知しておくことが重要です。 ・・・ボトルネックとなる<u>箇所</u>において十分な・・・</p> <p>【理由】 記述の適正化 (長距離が曖昧であり、またどこまでの移動なのか不明確)</p>	ご意見のとおり修正します。
30	岩沼市	現行P49 改定案P10	<p>(文言の修正)</p> <p>3.4.4 避難の方法</p> <p>【原案】 自動車で避難せざるを得ない避難者(避難行動要支援者等、自動車運転中の者、長距離移動が必要な者等)がいることも想定し、自動車避難に伴う危険性の周知や、津波避難道路であることを周知する標識の整備、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮するなどといったことを、平時から周知しておくことが大切です。</p> <p>【修正意見】 ・・・<u>緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮することなどを</u>、・・・</p> <p>【理由】 記述の適正化</p>	ご意見のとおり修正します。

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
31	仙台市	現行P56 改定案P11	<p>(文言の修正)</p> <p>3.7.2 津波情報等の伝達</p> <p>【原案】 (注)：「避難促進施設」とは、津波浸水想定区域内にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに避難を促す必要がある施設で、市町村地域防災計画に名称、所在地が定められたものがあります。社会福祉施設には保育所が含まれ、学校には幼稚園が含まれます。</p> <p>【修正意見】 (注)：「避難促進施設」とは、津波災害警戒区域内にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに避難を促す必要がある施設で、市町村地域防災計画に名称、所在地が定められたものがあります。社会福祉施設には保育所が含まれ、学校には幼稚園が含まれます。</p> <p>【理由】 津波法第五十四条第一項では、津波災害警戒区域内の施設について、施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることを求めている。</p>	津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月・消防庁）の表現を参考としておりましたが、ご意見を踏まえ、法律にあわせた記載に修正します。
32	気仙沼市	現行P68 改定案P12	<p>(文言の修正)</p> <p>3.9 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>【原案】 ○正しい情報をラジオ、テレビ、<u>広報車等</u>を通じて入手する。(デマに惑わされない)</p> <p>【修正意見】 ○・・・ラジオ、テレビ、<u>信頼できる機関のホームページ等</u>を通じて・・・</p> <p>【理由】 他市町の津波警報等発表時の広報車による広報の実施状況は不明ですが、スマホによる情報入手の方がより一般的ではないかと思われまのでいかがでしょうか。</p>	ご意見を踏まえて修正します。 なお、宮城県地域防災計画津波編では、「正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。」としておりますことから、以下のとおり修正します。 「正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送、信頼できる機関のホームページ等を通じて～」
33	仙台市	現行P73 改定案P12	<p>(文言の修正)</p> <p>3.11 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者等の避難対策</p> <p>【原案】 (注)：「3.4.2 波避難ビルの指定」において、基準水位に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物としています。</p> <p>【修正意見】 (注)：「3.4.2 津波避難ビルの指定」において、・・・</p> <p>【理由】 記述の適正化（誤字脱字）</p>	ご意見のとおり修正します。
34	仙台市	現行P77 改定案P13	<p>(URLの更新)</p> <p>3.11.2 避難行動要支援者等の避難対策 3)施設管理者等の避難対策</p> <p>【更新箇所】 「(※)避難確保計画の策定は、国土交通省作成の次の各手引きを参考に、策定を進める必要があります。」以降のURLが古いため更新が必要。</p>	ご意見を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）」が作成されていますので、ご意見を踏まえURLを含め修正します。

改定案に対する意見等について

No.	機関名	該当ページ	意見等	対応等
35	仙台市	現行P77 改定案P13	<p>(文言の修正)</p> <p>3. 11. 2 避難行動要支援者等の避難対策 4) 避難行動要支援者等の避難行動支援に関する取組指針</p> <p>【原案】</p> <p>② 市町においては、国が示している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月)を参考に、具体的な支援計画(全体計画・地域防災計画、避難行動要支援者名簿、個別計画)の策定・整備を進める必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>・個別計画：地域の特性や実情を踏まえ、名簿情報に基づき、市町又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら個別計画を策定します。</p> <p>【修正意見】</p> <p>② ……避難行動要支援者名簿、個別避難計画)の策定・整備…</p> <p>(中略)</p> <p>・個別避難計画：…具体的な打合せを行いながら個別避難計画を策定します。</p> <p>【理由】</p> <p>記述の適正化(令和3年5月の災害対策基本法の改正のため)</p>	ご意見のとおり修正します。
36	県河川課	新設 巻末資料	<p>(資料の追加)</p> <p>【追加する資料】</p> <p>「津波防災地域づくりに関する法律に基づく宮城県津波浸水想定図」(53枚)</p> <p>【理由】</p> <p>巻末資料が新設になるにあたり「宮城県津波浸水想定図」を追加してみてもどうか。</p>	ご意見を踏まえ、浸水想定図位置図を掲載し、あわせて県河川課ホームページのURLを掲載することとします。